

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年11月30日京都市条例第27号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

諸般の状況により、現在実施している高等学校及び幼稚園の校長、園長、教頭等その他管理又は監督の地位にある教職員の給料の額の特例措置について、その期間を延長することとし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間におけるこれらの教職員の給料の額についても、京都市教職員の給与等に関する条例の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とすることとしました。

この条例は、平成21年12月1日から施行することとしました。

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

平成21年11月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 27 号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正す  
る条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正  
する。

第2条中「平成21年1月1日から平成22年3月31日まで」を「平  
成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に  
改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)